

指名停止措置一覧

平成29年7月12日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
物品 役務	34 49	株SK2 石巻営業所	平成29年7月12日～ 平成29年8月11日	<p>【指名停止要件】 契約違反等 【指名停止理由】 平成29年7月10日、情報システム課にて「オフィスアプリケーションライセンス使用」の競争入札を実施したところ、本業者が最低価格のため落札したが、入札終了後の同日、本業者所長より、見積額を誤ったために落札した金額では仕様書に基づく業務が出来ないと申し立てがあり、辞退届の提出があったもの。</p>
工事	1572	鉄建建設株東北支店	平成29年7月12日～ 平成29年8月11日	<p>【指名停止要件】 不正又は不誠実な行為 【指名停止理由】 本業者については、作業所長が同社の業務に関し、法定の除外事由がないにも関わらず、平成28年2月に同作業所の労働者に対して、労使協定で定めた限度時間を超える時間外労働を行わせたとして、同社及び作業所長は平成29年1月10日に大船渡簡易裁判所から労働基準法違反による罰金30万円の略式命令を受け、その後刑が確定したもの。</p>
工事	1438	株諏訪工務店	平成29年6月21日～ 平成29年7月20日	<p>【指名停止要件】 過失による粗雑工事 【指名停止理由】 本業者については、宮城県東部地方振興事務所発注の水門災害復旧工事において、水門本体等の計画高不足で施工し、設計図書と異なる工事目的物を県へ引渡したことにより、県からその瑕疵の修補を請求されたもの。</p>

指名停止措置一覧

平成29年7月12日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
物品	249	渡辺パイプ㈱石巻サービスセンター	平成29年4月26日～平成30年4月25日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設開発用施設の建設工事において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月16日に公正取引委員会から、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたもの。</p>
工事 物品 役務	1818 930 1627	㈱富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部	平成29年4月26日～平成29年8月25日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 全国の消防本部が発注する消防救急デジタル無線機器に関し、平成29年2月2日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。(㈱日立国際電気は排除措置命令だけを受けている。)</p>
工事	164	須藤建設㈱	平成29年5月26日～平成29年7月25日	<p>【指名停止要件】 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 【指名停止理由】 平成29年3月3日、市発注の七勾鳥ノ巣線ほか20路線道路災害復旧工事の路盤不陸整正中、突風によりバックホウ前方の民地から飛んできた洗濯機を取り除こうと、コンバインドローラーのオペレータがエンジンを停止せず降車した際に、前進レバーが身体に接触してコンバインドローラーが前進し、バックホウ後方で作業していた作業員が押されるかたちでバックホウとコンバインドローラーの間に挟まれ被災したものの。</p>

指名停止措置一覧

平成29年7月12日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
工事	1076	井関農機(株)		
工事	1068	イノチオアグリ(株)	平成29年3月9日～ 平成30年3月8日	
工事	1349	サンキンB&G(株)農芸施設事業部羽生事業所		
工事	2040	渡辺パイプ(株)		
工事	1507	(株)大仙仙台支店	平成29年3月9日～ 平成29年9月8日	【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 左記業者については、地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月16日に公正取引委員会から、三菱農機(株)（現：三菱マヒンドラ農機(株)）については同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受け、それ以外の業者については、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたもの。
工事	1179	開成工業(株)東北営業所	平成29年2月1日～ 平成29年9月30日	【指名停止要件】 贈賄 競売入札妨害又は刑法談合 【指名停止理由】 当該業者の元東北営業所長が、農林水産省東北農政局発注の東日本大震災に係る復旧工事に関し、設計金額などを教えてもらう見返りに、同局直理・山元土地改良建設事業建設所工事第3課長（当時）に対し、複数回にわたり、飲食接待等をして、平成28年11月28日に贈賄の容疑で逮捕され、同年12月19日に贈賄及び公契約関係競争入札妨害罪で起訴されたもの。